



Title	ヘーゲルのアンチノミー論
Author(s)	西羽, 義夫
Citation	哲学論叢. 1978, 2, p. 1-53
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/66744
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ヘーゲルのアンチノミー論

西 羽 義 夫

一、カントの先験的弁証論.....	2
二、カントのアンチノミー論とヘーゲルの批判.....	4
三、カントに依るアンチノミーの解決.....	19
四、カントのアンチノミーとその解決に対するヘーゲルの批判、及びヘーゲル独自の解決.....	24
五、フイヒテの知識学とヘーゲルのアンチノミー論.....	31

アンチノミー論はカントの「先験的弁証論」の一つの章をなすものであり、弁証法論理学の建設者ヘーゲルはこの「弁証論」全体とアンチノミー論にも当然多大の関心を払っている。ただ《Dialektik》という同じ言葉がカントでは「弁証論」、ヘーゲルでは「弁証法」と訳し分けられるように、アンチノミーの理解も両者では大きく相違し、この相違は他の場合と同様二つの哲学の基本的対立点を構成する。従って、以下の論考ではアンチノミーを巡るカント―ヘーゲル関係を中心に、ヘーゲル独自のアンチノミー論を浮彫りにしてみたい。そして最後に若きヘーゲル

のフイヒテ批判を媒介とする、ヘーゲルのアンチノミーの端初的形態をも併せて示したい。

一、カントの先験的弁証論

先ず、アンチノミー論の基盤となるカントの先験的弁証論の概略を述べれば、哲學史的常識に属することであるが、この弁証論は、経験的直観を伴わない「超越的判断の仮象を暴露し、同時にこの仮象によつて欺かれないよう防止することをもつて満足する」という消極的な目的を持ち、それ故「仮象の論理学」と呼ばれる。この場合「仮象」というのは、例えば視覚上の錯覚のような「経験的仮象」や論理式の単なる模倣に過ぎない「論理的仮象」ではない。もしこの論理的仮象を対象とするのであれば、先験的弁証論は「論理的弁証論」と呼ばれるであろう。ここで本来扱われるべき仮象は「不可避免的錯覚」であり、「すべての人間の中で最も賢明な者ですら免れることができず、また恐らく多大の努力の後でなるほど誤謬を防止することはできようが、絶えず彼を悩ましかつ欺く」ような詭弁である。

カントはこの種の錯覚はむしろ人間理性の運命であるとして次のように述べている。「人間理性はその認識の或る種類〔理性的認識〕において特別な運命を持っている。即ち理性性に対して理性自身の本性によつて課せられているが故に拒むことができず、人間理性のすべての能力を越えているが故に答えることもできない問いによつて悩まされるという運命である」(「」内は筆者の補足、以下同じ)。こうした運命的な仮象の構造を説明するのが先験的弁証論の課題である。

人間理性は受容的感性を通して与えられる直観を悟性の持つ範疇によつて認識へと成立させるべきであるが、理性はそれ以上に悟性による多様な認識をまとめて先天的統一を与えること、つまり悟性規則を若干の原理のもとに統一

するという「理性統一」をも果そうとする。このように「悟性諸概念(Nomene)」から生じ、経験の可能性を超越する概念」が、カントの場合、「理念」もしくは「理性概念」⁽¹⁰⁾と呼ばれる。

理念を捉えようとする理性について考えてみれば、理性は我々人間の「最高の認識力」⁽¹¹⁾であり、これ以上の認識力(知的直観、「原型的知性 intellectus archetypus」⁽¹²⁾)は人間には見られない。悟性が「規則の能力」と呼ばれるのに対し、理性は「原理の能力」⁽¹³⁾と呼ばれるのであるが、「原理による認識」というものが「概念によつて特殊を普遍の内に〔包摂して〕認識するもの」⁽¹⁴⁾と定義されているように、理性はまた「推理の能力」⁽¹⁵⁾である。ただここで問題となる推理は三段論法を用いる(間接推理)であつて、換質換位のような(直接推理)は「悟性推理」⁽¹⁶⁾と呼ばれる。

三段論法的間接推理には数種類あるが、カントの弁証論で問題となるのは一つの三段論法ではなく、これを組み合せた「連結推理(Poly syllogistica)」⁽¹⁷⁾である。一つの三段論法の大前提をなす全称命題は悟性統一としての経験的命題であり、「相対的原理」⁽¹⁸⁾と呼ばれうるに過ぎないからである。真の意味の原理とは悟性が決して与えることのできない総合的認識のことであり、これを求めるためには大前提を結論として条件の条件、制約の制約を追つて遡源する「前三段論法(Prosyllogismus)」⁽¹⁹⁾が必要となる。連結推理にはこの他に「後三段論法(Episylogismus)」⁽²⁰⁾があるが、カントはこの推理を「理性にとつては全くどうでも良い」ものとして論じない。

ところで、このように規定された理性推理の根底には次のような「論理的格率」が含まれている。即ち「もし制約されたものが与えられているならば、相互に従属させられた諸制約の全体、従つてそれはそれ自身無制約的なものであるが、このような無制約者も与えられている」⁽²¹⁾そしてこの格率を大前提とし、「ところで制約されたものが存在する」⁽²²⁾を小前提として、「それ故無制約的なものが存在する」⁽²³⁾という結論を求める半仮言的三段論法(前件肯定の推

理)が正しいのかどうかを吟味することが、先験的弁証論の、そしてアンチノミー論の課題であった。

カントに依れば、理性の種類は判断と同様三種あり、これらは「定言的」、「仮言的」、「選言的」三段論法と呼ばれる。推理が三種類あるということに理念が三種類あるということが基⁽²⁴⁾づいており、これらの理念とは具体的にはヴォルフ (Christian Wolff) の「特殊的形而上学 (metaphysica specialis)」で取り扱われる靈魂 (人間)、世界、神である。ただカントはこの独断的形而上学の理念を單純に繼承するのではなく、カントなりの仕方で導出しており、これらの理念は次のように總括される。

「一、一つの主観における定言的總合の無制約者」

「二、一つの系列における諸々の項の仮言的總合の無制約者」

「三、一つの体系における諸々の部分の選言的總合の無制約者」⁽²⁵⁾

更に第一のものは「もはやそれ自身述語ではない主語」、第二のものは「それ以上何ものも前提しない前提」、第三のものは「一つ概念の区別を完全ならしめるために、もはやそれ以上何も必要ではない区分の項の集合」⁽²⁶⁾と解説されている。これら三種の無制約者を考察批判するのがそれぞれ「先験的誤謬推理」、「純粹理性のアンチノミー」、「純粹理性の理想」である。

二、カントのアンチノミー論とヘーゲルの批判

アンチノミー論もしくは「背反論 (Antinomie)⁽¹⁾」という呼称は、後述する理由から、「[制約されたものの]系列の一方の側面からの無制約的な總合的統一」には「常に自己矛盾的概念」⁽²⁾が生起することに由来し、カントはアンチノミ

ーに「弁証論的戦場」⁽³⁾という俗称を与えている。アンチノミーにおける理念は「先験的(合理的)宇宙論」⁽⁴⁾の対象であるが、カントはこれを「世界概念」⁽⁵⁾と呼んでいる。ここで言う「世界」とは勿論地球という狭い意味を持つのではないが、「現象の総合の〔数学的〕総体」⁽⁶⁾あるいは、「実際に存在する事物の総括の絶対的総体」⁽⁷⁾と定義されているように、宇宙の意味を持つのであり、この世界は、「力学的に」考察される時には、「自然」⁽⁸⁾と名づけられる。

アンチノミーとして問題とされる世界概念は範疇表から選ばれるのであるが、すべての範疇がアンチノミーを構成するのではない。「無制約者にまで拡大された範疇」⁽⁹⁾としての先験的理念になりうるのは、四綱十二目の範疇の内、「一つの被制約者に対して相互に従属した諸制約の〔遡源的〕系列を構成する範疇」⁽¹⁰⁾のみである。

先ず、「量」の範疇については「我々のすべての直観の根源的量」⁽¹¹⁾としての「時間と空間」が採られる。時間がそれ自身一つの「系列」をなすということは容易に理解できることであり、遡源的総合として問題になるのは「過ぎ去った時間」である。他方空間というものは系列をなさず、同時に並存しているように思われるが、カントに依れば、我々が空間を実際に認識するのは空間の諸部分の「継起的総合」⁽¹²⁾によってのみ可能なのであり、それ故時間に従うものとして系列をなすのである。次に「質」の範疇については、「実在性」⁽¹³⁾が採られ、「空間における実在性」⁽¹⁴⁾としての「物質」の可分割性という遡源的系列が問題となる。ただここで「物質」というものには無機物やその構成要素の「原子」⁽¹⁵⁾だけではなく、ライブニッツの「单子」⁽¹⁶⁾や人間の「靈魂」⁽¹⁷⁾も含めて考えられている。第三に「関係」の範疇については「制約の系列と無制約者への進行」⁽¹⁸⁾が可能であるのは、「因果性」⁽¹⁹⁾の範疇だけである。最後に「様相」の綱目については「偶然的なもの」⁽²⁰⁾のみが被制約者とみなされうることから、「偶然性と必然性」の範疇が選ばれる。このようにして選択された四つの、そして四つだけの「宇宙論的理念」を正確に規定すれば次のようになる。

「一、すべての現象の与えられた全体の合成の絶対的完全性」

「二、現象において与えられた全体の分割の絶対的完全性」

「三、一つの現象の成立の絶対的完全性」

「四、現象における変易的なものの存在の依存性の絶対的完全性」⁽²¹⁾

これら四つの規定に共通する「現象」という表現が後に重要な意味を持つようになるが、もう一つの共通した言葉である「絶対的完全性」という特性を備えているのが無制約者である。この無制約者は二様に考えることができ、このために定立・反定立から成るアンチノミーが成立するのである。

一つの見解は無制約者を「単に系列全体においてのみ成立する」⁽²²⁾とみなすのであり、これに従えば系列のすべての項は例外なく制約されていて、遡源的総合は「無限に」続くことになる。この見解は反定立の主張をする。他の見解は系列の他の項はすべて制約されているが、端初をなす「系列の一つの項だけ」⁽²³⁾が無制約的とみなすのであり、これは定立の立場である。この無制約者は時間に関しては「世界の始まり」、空間に関しては「世界の限界」、物質の部分については「単純者」を意味し、原因に関しては「絶対的自己活動〔自由〕」、変易的事物の存在に関しては「絶対的自然必然性」⁽²⁴⁾を意味している。

こうした無制約者の両義性から生じる四つのアンチノミーの叙述に入る前に、アンチノミーの証明の仕方について予め触れておけば、それらはほとんどすべて間接帰謬法に従っているということが看取され、ヘーゲルの証明批判もこの間接帰謬法が正しいか否かに向けられている。次に、カントのアンチノミーの命題とその証明の要約、その後ヘーゲルによる証明の批判を逐次考量してみたい。

第一のアンチノミー

《定立》 世界は時間の中で始まりを持ち、空間についても限界の中に囲まれている。

《証明》 (i) 時間に関して

世界が時間上始まりを持たないとすれば、与えられた各時点（例えば「今」）までに永遠が経過し、事物の継起の無限系列が経過してしまったことになる。しかし系列の無限性ということは各項の継起的総合によつては完結させられないことに存している。それ故、経過し去った無限の世界系列なるものは（形容矛盾として）不可能であり、世界は時間的に始まりを持つ。⁽²⁵⁾

《批判》 ヘーゲルの批判は一般にほとんどの証明が循環論証であることに向けられている。

カントの言う「所与の各時点」とは「時間における特定の限界・境界(Grenze)」⁽²⁶⁾を意味しているが、「世界の始まり」というのも「限界」である。従つて「所与の各時点」という仮定によつて本来証明さるべき限界が前提されており、この証明は循環論証である。

ただここで「世界の始まり」という限界と「所与の各時点」という限界は同じものではなく、前者は「未来の始まり」を、後者は「過去において流れ去った時間の終末」を意味していると解釈されうるが、ヘーゲルはこの区別を「非本質的である」と述べている。⁽²⁷⁾

以下においてヘーゲルは「所与の各時点」と「世界の始まり」が時間的には本質上同一であることと、カントの否定した無限の時間系列の可能性を論じる。

(a) 先ず「所与の各時点」の一つである「今(Jetzt)」が「量的限界」⁽²⁸⁾であるとすれば、この限界は量的なものであ

るが故に「流動的」であり、「今」はひたすら「自己を越え出る」のである。従って無限の時間系列は「流れ去ってしまった」のではなく、自己超出する「今」と共に「未来に流れ続く (führen fort)」ものであるから、経過し去った無限の時間系列を不可能とする「証明の小理屈 (das Raisonement)」は「脱落するであろう (hine weg)」。⁽²⁹⁾

(b) 次に所与の時点が「質的限界」⁽³⁰⁾であって、そこで過去と未来が中断される場合でも、この時点は同時に「未来に対する絶対的、即ち抽象的な始まり」⁽³¹⁾であり、この始まりこそ証明さるべき世界の時間的始まりであって、カントの証明が循環論証であることには変わりはない。また定立における「世界の始まり」というものは、過去の時間系列に則る変化を持たない絶対的始まりであるのに対して、所与の時点には連続的な過去の系列が存在するのではないか、という疑問に対してもヘーゲルは「問題そのものにとつては何の関係もない」⁽³²⁾と断言する。というのは、質的限界としての所与の時点により時間は中断され、それ以前の過去はそれ以後の未来とは何の関係も持たず、その時点以前に時間系列が存在しようとしまいと結果には変わりはないからである。

しかし実際は時間が所与の時点で中断されることはなく、この時点を通して時間は過去から未来に連続して行くのであり、所与の時点は量的限界に過ぎないから、「無限の時間系列」は未来に流れ続き、カントの主張するように「完成される」⁽³³⁾ことはないのである。

こうした難解な批判の基礎にはヘーゲル独自の時間論があり、時間は端的に「純量」とされ、時点は「今という自己自身を止揚する対自在」⁽³⁴⁾と規定されている。ここで「対自在」と述べられているのは、連続的均一的な空間の否定として定立される(空間)点が自己と他の点との区別を自覚⁽³⁵⁾(対自在)して線や面を構成するということが、ヘーゲルの意味での時間であるからである。また「自己自身を止揚する」というのはこうして空間から成立した時間が絶え

ず未来に流れ続くことを意味しているのである。

以上のようにヘーゲルは、カントが絶対的限界を所与の時点と「思い込ませ」、この時点をそれ自身「完成された点」、不動の限界と捉えていたことを非難する。⁽³⁶⁾

〈証明〉 (ii) 空間に関して

世界が空間に関して限界に囲まれないと仮定すれば、世界は同時に存在する事物から成る所与の無限の全体となる。この全体を把握するには無限に多くの部分の継起的総合が必要であり、この総合が完結したものとみなされるには無限の時間が経過していなければならない。そして世界が無限であると主張するにはこの無限の時間がある時点までに既に経過してしまっていることが前提となるが、これは時間に関する証明で否定されている。それ故、世界は空間的に限界に取り囲まれている。⁽³⁷⁾

〈批判〉 この証明は空間的世界の同時に存在する総体性の完成を「時間の継起」に還元しているが、ヘーゲルに依れば、この措置は「半ば不当であり、半ば余計である」⁽³⁸⁾というのは、ここで問題となっているのは「相互継起」ではなく「相互並存」であるからであり、この証明は時間の証明を経由することなく、「直接空間について行われうる」⁽³⁹⁾からである。

ヘーゲルはこの証明の批判は審らかに論じてはいないが、補足的に推察すれば次のようになる。カントは直観的に与えられる量の全体を認識することができるのは量の部分を継起的に総合することによってのみ可能である、との立場を採るから、世界の全体は「ここ(Hier)」を繰り返し加算することにより把握されるはずである。しかし、「今」が時間の限界であつたように、「ここ」というものも「空間一般の限界」⁽⁴⁰⁾もしくは「絶対的限界」⁽⁴¹⁾である。それ故証明の中に

定立の主張そのものが前提されていて、この証明も循環論証である。ここでもまた、「ここ」と「世界の限界」というものとは別のものではないかという疑問が生じるであろうが、この点については後でヘーゲル自身の見解が示される。

《反定立》 世界は始まりを持たず、空間においても限界を有さず、時間に関しても空間に関しても無限である。

《証明》 (i) 時間に関して

世界が始まりを持つと仮定すれば、この始まり以前に事物の存在しない空虚な時間が存在していなければならない。しかし空虚な時間の中には他のもの（世界）の生起の制約となるような積極的なものは含まれていない。それ故、世界の中では事物の系列は存在しえても、世界そのものは始まりを持たず、過去の時間に関して無限である。⁽⁴²⁾

《批判》 カントは証明の中で、世界という「現存在」が始まりを持ち成立したものであると仮定し、かつ成立したものは「時間において〔たとえこの時間が空虚であるとしても〕先行する制約」⁽⁴³⁾を持つと前提している。しかしこの前提こそ「いかなる無制約的な現存在も存在せず、いかなる絶対的な限界も存在せず、世界の現存在は常に先行する制約を必要とする」⁽⁴⁴⁾という反定立の主張に他ならず、それ故この証明も循環論証である。

更に証明の中では事物の制約が「空虚な時間」の中に求められているが、この時間は空虚であるとしても時間である以上は、事物の制約も時間的なもの、即ち「制限されたもの」⁽⁴⁵⁾と考えられる。それ故この証明においては、世界が時間的に制約されている他の現存在を前提し、この前提が「〔悪無限的〕無限に」⁽⁴⁶⁾続くということが主張されているのである。

《証明》 (ii) 空間に関して

世界が空間に関して有限であり、限界づけられていると仮定すれば、世界は無限の空虚な空間の中にあることになり、

世界は空虚な空間と関係を持つ。しかし世界は絶対的全体であり、その外にはいかなるものも世界の相関者として存在することはできない。つまり空間は世界の外に「それ自身だけで」現われることはできないのである。世界と空虚な空間との関係ということは世界がいかなる対象とも関係しないことを意味しており、世界を空虚な空間によつて限界づけるということは無意味である。それ故世界は限界づけられていず、空間的に無限である。

〔批判〕 限定された空間的世界が空虚な空間内に存在し、この空虚な空間と関係を持つというこの証明の仕方は、ヘーゲルに依れば、「限界づけられた」世界は越えられねばならない」ということを意味しており、これは端的に反定立の主張そのものである。世界が空虚な空間と関係を持つということは、世界の「彼岸と非有」の中に越えられるべきであることを意味し、これにより世界は空虚の中に自分を連続させ、「彼岸が世界という現存在によつて充実される」⁽⁴⁹⁾という事態が生じる。従つて、先ず空虚な空間が存在し、同時にこの空間との関係、即ち空虚への世界の連続性が発生するという「矛盾」が成立するのであるが、この矛盾は、世界によつて充実させられた空虚には再びその外の空虚が存在することにより、世界と空虚との「無限進行(der unendliche Progreß)」⁽⁵⁰⁾を惹き起すものであり、この「無限進行」こそ反定立の主張に他ならないのである。

第二のアンチノミー

《定立》 世界における複合的実体はどれも単純な部分から成り、かつ実際に存在するものはいずれも単純体、もしくは単純体から複合されたものに他ならない。

《証明》 複合的実体が単純な部分から出来てはいないと仮定し、その後複合ということがすべて考えられないと

想定すれば、思想的に一切の複合を除去した場合には、複合された部分も単純な部分も存在せず、その結果いかなる実体も存在しないことになる。そうすると、(i)複合ということを経験的に除去することが不可能であるか、(ii)除去した後も単純体が残らねばならないか、どちらかの道しかない。しかし(i)の場合にはその複合体は単純な実体から成立するわけにはいかない。何故なら実体にあつては「複合は実体の偶然的關係」⁽⁵¹⁾に他ならず、実体は常住不變な存在体としてこの關係なしに存立していなければならないからである。しかしこのように実体から成立するということは証明の仮定に矛盾している。それ故(ii)の単純な部分から成る実体ということのみが残る。

〔批判〕　ヘーゲルの批判は、複合を経験的に除去する云々というくだりは「同語反復的無駄」⁽⁵²⁾であると述べた後、読者の誰もが気づくようなカントの誤りに向けられている。つまり定立の主張が上記の引用符で示した理由の中に含まれているのであり、こうした「間接帰謬法的迂路」は「無駄」であるばかりではなく、単純実体にとって複合が偶然的であるというのは理の当然であるから、「言葉の無駄」⁽⁵³⁾さえ見られると酷評されている。

次に定立の命題それ自身についても批判されている。複合体というものはそれ自身もともと「一者(One)」⁽⁵⁴⁾ではなく、外的に結合されたものとして「他者」から成るということとは「複合体の直接的規定」⁽⁵⁵⁾であり、この「他者」というのは「単純体」である。従つて複合体が単純体から成るという定立の命題は「同語反復的命題」⁽⁵⁶⁾である。

従つて、ヘーゲルはカントの証明が次のように簡略化されると結論づける。実体が単純な部分から成るのではなく、複合されたものであると仮定せよ。複合は偶然的な關係に過ぎないから、我々は一切の複合を経験的に除去することが出来る。従つて、実体が単純な部分から成らないとすれば、複合を除去した後にはどんな実体も残らない。しかし実体というものを前提した以上、すべてのものが消え去つてはならず、何ものかが残らねばならない。それ故、単純

体もしくは単純な部分が存在しなければならない⁽⁵⁷⁾。

《反定立》 世界におけるいかなる複合体も単純な部分から作られない。世界にはどこにも単純体は存在しない。

《証明》 ある複合体が単純な部分から出来ていると仮定すれば、すべての複合は空間の中でのみ可能であるから、複合体の占める空間は単純な部分から成らず諸空間から成り、複合体の部分の総数と同じ数の部分から構成されていなければならない。「ところですべて実在的なものは空間を占有し、相互外在する多様を自らの内に含み、従って複合的である⁽⁵⁸⁾」。それ故単純体は諸実体の複合体であることになり、これは自己矛盾である。

《批判》 この証明に対してヘーゲルはカントが《神の宇宙論的証明》の所で使った「弁証的僭越の全き巢窟⁽⁵⁹⁾」という言葉を逆に当てはめている⁽⁶⁰⁾。その理由としては、(i)「一切の実体的なものは空間的であるが、空間は単純な部分から成らない」という「仮定」は「証明さるべきものの直接的な根拠とされ、それによつて証明全体が片付いてしまふ直接的主張」であることが挙げられる。それ故この証明も循環論証であることになる⁽⁶¹⁾。ヘーゲルはここでは空間の可分・不可分性が直ちに物体の可分・不可分性であると考えているようである。

(ii) 更にカントの論法に従えば、実体は空間中に存在することができなくなる。つまりカントの証明は「諸実体から成るすべての複合は外的関係である⁽⁶²⁾」という命題で以て始まっているが、これからは次のように推論される。複合は空間中でのみ可能であるが、空間は単純な部分から成らず、それ故空間を占有する実在は連続可分的に複合されたものである。従つて複合が実体にとつて外的関係に過ぎないとすれば、複合がもつばらそこにおいてのみ可能となる完間性自体も実体には外的なものになり、実体は空間中に存在すべきではない⁽⁶³⁾。

(iii) 証明においては空間は単純な部分から成らない複合的なものであると仮定され、これを根拠として単純体は連

統的空間の中には置かれえない。しかし單純体は實際に空間中に存在しているから、空間の連続的合成性と單純体の合成とが衝突することになる。これを解決するため、單純体の合成という代りに物体の連続的合成、空間の單純な連続性が主張されているのであり、従つて物体概念の兩義性による「四個名辞(Quaternio terminorum)⁽⁶⁴⁾」の虚偽が犯されている。

カントの証明がこのような欠陥を含むのであれば、証明は間接歸謬法的迂路をとらず直接次のようになされるべきであるとされる。

カントが問題とする実体は現象であつて物自体ではない。感性的經驗は複合物の存在だけを教え、最良の顕微鏡や最も鋭いメスといえども單純体が存在することを示してはいない。それ故理性もまた單純体に出会うことを望まない⁽⁶⁵⁾ほうが良い。ただこれは反定立の第二命題(「世界にはどこにも單純体は存在しない」)に対するカントの解題⁽⁶⁶⁾の通俗的な言い換えにすぎない。

第三のアンチノミー⁽⁶⁷⁾

《定立》 自然法則に従う因果性は世界の現象がごとくそこから導き出されうような唯一のものではない。世界の現象を説明するにはなお自由による原因性を想定することが必要である。

《証明》 もし自然法則による原因以外に他の原因性がないと仮定すれば、すべて生起するものはそれが不可避的に継起する先行状態を前提する。ところでこの先行状態も時間経過の中で生起したものでなければならぬ。何故ならこの先行状態が無時間的に既に存在しているとすれば、その結果も常に既存していることになるからである。それ

故、その先行状態も自然法則に従う一つの結果としてそれに先立つ原因を必要とし、自然界には「副次的な始まり (ein subalterner Anfang)」⁽⁶⁸⁾があるだけで、絶対的な端初というものはなく、この種の因果性においてはその系列の「完全さ」というものは存在しない。しかし自然法則の真の意味は「十分先天的に規定された原因なしには何ものも生起しない」⁽⁶⁹⁾ということであるから、自然因果性の無制限な一般化は「自己矛盾する」のである。それ故、自然法則に従って経過する現象の系列を自ら開始するような原因の絶対的自発性、即ち「先験的自由」⁽⁷⁰⁾が存在しなければならぬ。

〔批判〕 引用符で示されたように、自然法則の真の意味であると定義される「十分先天的に規定された原因」というのは、換言すれば、「絶対的自発性」としての第一次的原因に他ならず、定立の命題そのものである。従ってヘーゲルに依れば、カントの一見間接帰謬法的証明は「定立に対立する仮定はそれが定立と矛盾するが故に矛盾である」⁽⁷¹⁾と主張する循環論証に過ぎないのである。

〔反定立〕 自由は存在せず、世界における一切のもののもつばら自然法則に従って生起する。

〔証明〕 ある状態やその状態の継起する系列を端的に開始する能力としての「先験的自由」が存在すると仮定すれば、系列を惹起する原因も端的に開始され、その原因には「恒常不変の〔自然〕法則」⁽⁷²⁾に従って規定されるような何ものも先行しない。従ってこうした先験的自由に基づく系列はその原因以前のものとは何の因果関係も持たないことになり、そこには経験の統一も成立せず、「先験的自由は因果性に反する」⁽⁷³⁾ことになる。それ故、先験的自由とは「空虚な思惟物」であり「無法則性」⁽⁷⁴⁾を招来するものに他ならない。

〔批判〕 ヘーゲルはこれに対しても多弁を弄しない。読者も直ちに気付かれるように、この証明は先験的自由は自然法則（反定立の命題）に反するから成り立たないと論じているもので、ヘーゲルは、定立の証明の批判に似て、

「反定立に対立する自由の仮定はそれが反定立に矛盾する故に立てられない」⁽⁷⁵⁾と述べている。

第四のアンチノミー

《定立》 世界には世界の部分としてか、その原因としてか、端的必然的存在者であるようなものが含まれている。

《証明》 この証明は二つに分れていて、後半の部分が間接帰謬法を採っている。

(i) 前半の証明は絶対的必然的存在の实在性を論述している。感性界は変化の系列を含み、すべての変化はあくまでも時間上それに先立ち、そのもとにおいてのみ変化が必然的であるような制約の下に立っている。さて与えられた被制約者が実際に存在するためには、唯一の必然的な無制約者にまで至る諸制約の完全な系列を前提する。それ故、変化がその帰結として実在するならば、絶対必然的なものが存在しなければならない。⁽⁷⁶⁾

(ii) 次にこの絶対必然的なものは感性界に属さねばならない。何故なら、もしこれが感性界に属さないとすれば、その必然的なものから世界変化の系列がその発端を導き出すもの、その必然的原因自身は感性界に属してはいないことになるが、これは不可能であるからである。つまり時間系列の発端はそれ自身時間系列において先行するものによつてのみ規定されうるから、必然的原因自身も感性界に属していなければならないのである。それ故、世界自身の内には端的必然的なものが含まれている。⁽⁷⁷⁾

《反定立》 世界の内にも世界の外にもどこにも端的必然的存在者が世界の原因として存在するということはない。

《証明》 (I) 世界の内に一つの必然的存在者が実在するか、あるいは世界自身が必然的存在者であると仮定すれば、次の二点が生じる。(i)世界変化の系列内に端的必然的な、従つて無原因の発端が存在することになるか、あるい

はまた、(ii)系列が一切の発端を持たず系列の項はすべて偶然的被制約であるが、系列全体が必然的無制約的であるか、という可能性が指摘される。しかし(i)の可能性はすべての現象が時間の中で規定されるという力学的法則に矛盾し、(ii)の可能性も自己矛盾する。何故自己矛盾するかと言えば、世界の事物のただ一つの部分もそれ自身必然的存在を有しないとすれば、多数の事物も必然的たりえず、これは証明の仮定に反するからである。従って世界の内には端的必然的存在者は実在しない。⁽⁷⁸⁾

(Ⅱ) 次に端的必然的世界原因が世界の外に存在するとすれば、この原因は原因の系列の最上項となる。しかしこれが時間系列に従う結果を生じうるためには、その世界原因はそれ自身既に時間的なものであり、現象の総括としての世界に属さなければならない。ところで時間的世界原因というこの帰結は世界の外にある世界原因という仮定に反する。それ故、世界の外にも端的必然的な世界原因は存在しない。⁽⁷⁹⁾

〔批判〕 このアンチノミーに関してはヘーゲルは「先行する〔三つの〕アンチノミーと同じ対立を含んでいる」⁽⁸⁰⁾としか述べていず、証明の仕方そのものについては何も言及していない。そうだからと言ってヘーゲルはこの証明を正しいと認めていたと結論することはできないのであり、今迄の経過から見て批判は、後述するヘーゲルによるアンチノミーによる解決の中に一諸に含まれていると判断すべきであろう。ここではヘーゲルの代りに筆者なりの論点を挙げて置きたい。

先ず、カントの提示している定立・反定立は正確にはアンチノミー関係をなさない。真のアンチノミーと呼べるためには定立側の命題に「世界の外なる端的必然的存在者」という規定を補足しなければならない。カントにおいてはこの超越性は勿論否定されているが。

次に定立の証明の前半では、絶対的必然的存在者の存在一般が論証されているが、これは証明になつてはいない。つまりこの証明は第三のアンチノミーの定立の証明と同問題であり、かつカントの先験的弁証論の対象となつてゐる。「詭弁的推理」⁽⁸¹⁾に他ならず、後にカント自身が示すように、絶対的必然的存在者は要請されるだけで論証はされないのである。この証明はカント自身の証明ではなく、当時の形而上学の証明であるとしても、証明の妥当性に疑義が生じる推理を用いることは、このアンチノミーが後に真であることが認められる以上、好ましいことではない。

また証明の後半は絶対的必然的存在者が感性界に属することを証明しているのであるが、真実に無制約的なものであれば時間系列・自然法則に制約されるということは形容矛盾であり、逆にあくまでも自然法則に固執する限り無制約者は無制約者でなくなるであらう。

反定立についてみれば、(I)の(i)において、世界系列の中に端的必然的発端が存在することは力学的法則に矛盾するが故に否定されている。しかしこの証明は第三のアンチノミーの反定立の証明と内容的に同一であり、カントのアンチノミーの解決⁽⁸²⁾によれば、この必然的無原因的発端は自然法則には反しないことになるのであつて、こうした発端の存在を單純に否定することはできない。

(I)の(ii)において、世界変化の系列の各項はすべて偶然的被制約的で系列の全体のみが必然的無制約的とみなすことが自己矛盾だと断定されているが、こうしたことは自己矛盾を起さないのではないかと思われる。系列の全体のみを無制約と見る無限観は、上述したように、無制約者の第二の見方である。また、証明の中で論じられているように、世界の事物の部分がどれも必然的ではないとすれば、多数の事物も必然的ではないと判断することはできる。しかし多数の事物の現存在 (das Dasein einer Menge) が必然的ではないということから、事物の全体も必然的ではな

いと結論することはできないのではないか。例えば、集合論(Mengenlehre)におけるアレフ・ゼロの無限集合をとった場合、各元、多数の元は確かに有限ではあるが、集合の全体そのものは無限であると考えられる。

証明の後半(Ⅱ)においては端的必然的世界原因が世界の外に存在することができないことを論証しているが、これは定立の証明の後半と同じことを述べているものであり、定立への批判と同じことが妥当する。

一般にこのアンチノミーは〈神の宇宙論的証明〉と軌を同じくしている⁽⁸⁴⁾のであり、神の存在を論証しようとする人々——ヘーゲルも含めて——にとって、無制約的原因としての神の存在を、カントのように、世界系列の最上項としてどこまでも「感性の法則」⁽⁸⁵⁾に従い、時空的に制約されたものとして考えるということは許容されるであろうか。キリスト教の神は世界創造という行為によって世界と関係を持つという点で時空的性格を帯びることが必要ではあるが、本来的に無制約的なものとして、人間の直観形式としての時間空間にも制約されていないはずのものであり、神は時空的に世界の以前とか世界の外に存在すると言うことはできず、むしろ神は非時間的非空間的に世界を超越すると表現すべきである⁽⁸⁶⁾。

三、カントに依るアンチノミーの解決

アンチノミーの解決について述べる前に、理性が定立・反定立のどちらに関心を持つかという点に関するカントの見解に触れておきたい。

まず定立は「純粹理性の独断論」をとる「プラトン主義」、反定立は「純粹な経験論」⁽¹⁾に則る「エピクロス主義」⁽²⁾の主張であると規定された後、定立・反定立の利点欠点が列挙されるのであるが、反定立の方が一見した所遜色があ

ることは否定出来ない。理性の實踐的關心⁽³⁾、思弁的關心、通俗性、理性の建築術的關心⁽⁴⁾を満足させるのは定立側であつて、反定立側は、可能的經驗の立場にとどまり続けて經驗法則を探索し続けることにより悟性統一を拡大する、という地道な自然研究と数学を奨励する長所を持つに過ぎないように見える。しかしこうした定立側の長所というものが人の目を欺いて人間理性の無限性を盲信する独断的形而上学の母胎となつたのであり、カント自身は地道で荊棘に満ちた行程を歩む批判主義者として、反定立側に共感を寄せるとも言える。

こうした理性の傾向を述べた後でカントはアンチノミーの解決を図る。もし定立・反定立がカントの自称する⁽⁶⁾ように正しく証明されていれば、アンチノミーは解決不可能となるはずであるが、カントは「純粹理性に与えられた対象に関するいかなる問題もこの同じ人間理性にとつて解くことのできないものはない⁽⁷⁾」という信念に基づいて、矛盾を解決する。ただ「答えがないこともまた一つの答えである⁽⁸⁾」と述べられているように、カントは矛盾を解決するといふよりも解消している、とも言える。

上述のようにアンチノミーの各証明が正しければ、定立・反定立のどちらか一つだけを真とし他を偽とすることはできないから、解決の道は、定立・反定立相方を偽とし、アンチノミーを擬似問題と断定するか、あるいは定立・反定立共に（部分的に）真とし、相方の妥当範囲を（制限する⁽⁹⁾）か、どちらかの方法しかない。そしてカントは第一と第二のアンチノミーについては前の方法、第三と第四のアンチノミーについては後の方法を採用。

今迄のアンチノミーの叙述に際してカントは「懷疑的方法⁽¹⁰⁾」というものに則っていた。この方法は認識の空しさを説くだけに終る「懷疑論」とは厳密に区別されるべきであり、それは本来「確實さ」を追求するもので、先驗哲学にのみ「固有のもの⁽¹¹⁾」であると規定されている。この方法はアンチノミーの解決とも関連し、先ず定立・反定立の「主

張の争いを傍観し⁽¹²⁾、次に二つの主張のどちらが優位に立つかを決定せず⁽¹³⁾、争いの対象が「単なる幻想」に過ぎないのではないかと吟味させるものである。つまりこの方法は争いが誤解の上に立ち、相方の原則には欠陥と不精密な規定が含まれていることについて教訓を引き出そうとするものであり、カントはこの場合「公平な戦争審判者」⁽¹⁴⁾、「裁判における法律家」⁽¹⁵⁾の役を自ら任じている。

「単なる幻想」にしか過ぎない対象がどのようにして実在するかの如く欺くのかと言えば、それは上記の「弁証的〔仮象的〕論議」⁽¹⁶⁾に基づいているのである。「もし被制約者が与えられているとすれば、この被制約者の全ゆる制約の全系列もまた与えられている」という大前提と、「感官の諸対象は制約されたものとして与えられている」という小前提から、「被制約者の制約の全系列が与えられている」という結論を導く「宇宙論的理性推理」⁽¹⁷⁾において、大前提の「被制約者」は「先験的意味」で捉えられ、時間的制約なしに与えられているのに対し、小前提の「被制約者」は「経験的意味」で理解され、ここでは「媒概念曖昧の虚偽(Sophisma figurae dictionis)」⁽¹⁸⁾が犯されている。

またこのことを敷衍すると、「もし被制約者が与えられているとすれば、正にそれによって被制約者に対するすべての制約の系列を無限に遡源することが我々に課せられている(aufgegeben)」⁽¹⁹⁾という命題は被制約者という概念に含まれている「分析的な」判断である。しかし被制約者もその制約も「物自体」であるとする旧来の形而上学に依れば、制約の系列を遡源することは課せられているだけではなく、「与えられている(gegeben)」⁽²⁰⁾ことになる。ところでカントの先験的観念論では制約の全系列が与えられているかどうかは〈総合判断〉であり、実際に制約を遡源することによってのみ検証されうるのである。

以上のようにアンチノミー発生の原因を究明した後、カントは個々のアンチノミーの解決に当たるのであるが、解

決の基本的立場は現象界と叡知界、感性界と物自体の世界とを峻別する批判的・二元論にある。世界が物自体であれば、定立・反定立は「矛盾対当」⁽²¹⁾をなすが、世界が物自体ではないとすれば、相方共に虚偽であるところの、〈反对対当〉に似た「弁証的対当」⁽²²⁾をなすに過ぎない。ただ、すべてのアンチノミーがこの弁証的対当をなすのではなく、これにあたるのは第一と第二のアンチノミーであり、第三・第四のアンチノミーは、強いて言えば、定立・反定立共に真たいうるが、両者ともに偽たりえない（小反对対当）の関係にある。

このことについてのカントの例を一つ挙げれば、「世界は空間的に無限であるか、無限ではないか」という対当と、「世界は空間的に無限であるか有限であるか」⁽²³⁾という対当に関して、前者は矛盾対当であるが、後者は、世界が物自体であれば矛盾対当、世界が物自体でなければ弁証的対当をなす。従ってこの弁証的対当を解決する道は、世界は無限な全体としても、有限な全体としても存在するのではなく、世界は単に現象の系列を経験的に遡源して行くところに存在する⁽²⁴⁾、というものである。

こうした弁証的対当の例をもう一つ挙げれば、カントは「人間的悟性は神的悟性と種類上同一であり、ただこれに制限を付加することによってのみ、換言すれば程度の点でのみ區別されているなどとは考えられない」⁽²⁵⁾と論じ、ヘーゲルは、逆に人間的理性と神的理性という端的に相異なるかのような「二種の理性」が存在するのではなく、人間理性は「人間の内なる神的なもの」であり、神の精神は「星辰や世界の彼岸にある精神」⁽²⁶⁾ではなく、「すべての精神（人間）の内なる精神」であると規定している。カントは人間理性と神的理性の異種性を、ヘーゲルは両者の同種性を主張しているのであるが、二つの対立的主張は、もし神が実在するなら、矛盾対当にあり、逆に神が実在しないとすれば、単なる弁証的対当を構成するに過ぎない。

先ず、第一のアンチノミーの解決については、世界が時間的空間的に無限であるとは言えない。何故ならばこうした無限性は「感官の対象」とはなりえないからである。また世界は時間的空間的に有限であるとも言えない。何故ならば、「絶対的な限界」⁽²⁷⁾というものも経験的に不可能であるからである。従つてこのアンチノミーの解決は「世界は時間上最初の始まりを持たず、また空間上最も外なる限界をも持たない」という「消極的」な解答を以て行われる。これを積極的に言い改めれば、「世界現象の系列における遡源は世界の量を規定するものとして〔無限に (in infinity) ではなく〕不定に (in indefinitum) 進行する」⁽²⁸⁾となる。

第二のアンチノミーについては、分割の対象である物体や靈魂は、最初のアンチノミーにおける世界とは異なり、全体として与えられているが、だからと言つて「無限に多くの部分から成る」⁽³⁰⁾という反定立の主張を行うことはできない。すべての部分は全体として直観的に与えられているとは言え、「全体の分割」は実際には含まれていず、この分割は分解の続行・遡源によつて初めて遂行されるのである。物体の可分性は空間の可分性に基づき、空間は無限に分割できるため、物体も無限に分割できる可能性はあるが、物体は物自体ではなく、現象に過ぎないから無限に多くの部分から成るとは断言できないし、逆に単純な部分から成るとも断言できない⁽³¹⁾。

第三・第四のアンチノミーについては前二者の解決法とは異なり、定立・反定立相方を活かすという措置が取られるのであるが、その理由は第一・第二と第三・第四のアンチノミーとが性格を異にするからである。第一と第二は量と質の範疇に關したものととして、範疇表の分類と同様「現象の数学的総合」⁽³²⁾と呼ばれ、制約の系列の同種的な「感性的制約」⁽³⁴⁾だけを対象とするのに対し、第三・第四のものは「現象の力学的総合」⁽³⁵⁾と称され、「(経験的な) 系列の一部分ではなくて、単に叡知的なものとして系列の外に存する異種の制約」⁽³⁶⁾をも許容し、現象の系列と無制約者を両立さ

せるからである。このように世界を単なる現象の系列のみに限定することが留保されることにより、定立側の悟性も反定立側の悟性も共に満足させられ、定立・反定立は「両者いずれも真たりうる」⁽³⁷⁾ことになるのである。

こうした解決を第二のアンチノミーについて考察すれば、「世界における一切のものはもっぱら自然法則に従って生起する」⁽³⁸⁾という反定立の命題は「悟性法則」⁽³⁹⁾であり、この法則はすべての現象に例外なく妥当するのであるが、問題は正にこの悟性法則と定立側の自由とが如何に両立するの点にある。自然法則と自由はカントの場合矛盾概念として捉えられているから、「同時にかつ同じ事情のもとで」⁽⁴⁰⁾両立することはできず、カントは無論これを考慮に入れて、人間の自由な行為を「働き(Handlung)」という面から「叡知的」、即ち非現象的⁽⁴¹⁾と捉え、その「結果(Wirkung)」という面から「感性的」⁽⁴²⁾とし、自然法則に従うと捉えるのである。

第四のアンチノミーについても、定立・反定立という矛盾する命題が「共に異なつた関係において同時に」⁽⁴³⁾真たりうるものとして解決され、感性界の事物はすべて偶然のかつ被制約的であるが、「感性界の系列の外に」⁽⁴⁴⁾無制約的必然的存在者が実在することが認められるのである。

四、カントのアンチノミーとその解決に対するヘーゲルの批判、及びヘーゲル独自の解決

今迄の論述では個々のアンチノミーに対するヘーゲルの批判を扱っていたので、今度はカントのアンチノミーそのものに対するヘーゲルの基本的見解を示し、その後でヘーゲル自身のアンチノミー解釈とその解決を明らかにしてみたい。

先ず、この基本的見解を列挙すると、ヘーゲルはカントに相半ばする功罪を認めている。カントの功績として称讃

されているのは、「悟性諸規定によつて理性的なものについて定立される矛盾が本質的であり、必然的である」というカントの思想が「近代の哲学の最も重要な、かつ最も深遠な進歩の一つ」であるという点である。そしてこうした矛盾が「以前からある形而上学の崩壊」を惹き起し、「有限性の範疇の空しさ」を確信させたのである。

しかしこの観点がいかに深甚なものであらうとも、(i)アンチノミーの叙述は「非常に不完全」であり、証明は循環論証として「偽の証明」に過ぎない。(ii)またカントにアンチノミーについて、また矛盾についての「より深い考察が欠如している」ため、範疇表から四つのアンチノミーしか取り出すことができなかった。ヘーゲルは「そもそものいかなる概念も相反する「矛盾する」契機の統一であることを表わしている」という原則から、アンチノミーは四つだけではなく、すべての概念表象についても指摘することができると考えている。(iii)アンチノミーの解決の仕方についてみても、特に数学的アンチノミーに関して、カントの方法は「非常に些末な」ものであつて、論争を「(人間の)主観的なもの」にし、論争の「内容を無視する」のである。今迄屢説して来たように、このようにしては矛盾は「ただ思惟する理性、精神の本質に属するに過ぎない」ものとされ、たとえ主観的なものであつても、矛盾する論争は「以前と同様未解決なままである」。

矛盾をアンチノミーの対象である世界に認めるのではなく、考察する人間理性の迷妄であると宣告することは「事物(世界)を甘やかすこと」に他ならないのであるが、たとえ人間理性に矛盾の様相が指摘されうとしても、実際はこの理性は矛盾に耐え切れるだけ強く、かつこれを克服するすべも知っている。これに對し事物的世界も矛盾を持つものの、これを止揚できず、「成立と消滅に晒されている」のである。また自らの先験的觀念論に基づくカントの解決については、「カントはここでもまた物自体の不可認識性という単なる消極的な結果に終始し、アンチノミーの眞実にして積極的な意義の認識へは突き進まなかつた」と評定され、カントの理論理性が「論理学」の

「弁証法的あるいは否定的理性の側面」⁽¹⁵⁾を表現するものであることが告示されている。(iv)最後にカントはアンチノミーを宇宙論的規定のもとで単に「具体的な形式」⁽¹⁶⁾においてのみ考察しただけで、論理学的な純粹思惟規定のもとで把握しなかったのであるが、本来こうした「思惟諸規定だけがもつばらアンチノミーの本質と根拠とをなすものである」⁽¹⁷⁾ヘーゲルは、カントは確かに「幾つかのアンチノミーに注意を向けさせたが、理性のアンチノミー論 (die Antinomie) を論じ尽しはしなかった」⁽¹⁸⁾と総括している。

上述のようにカントにおいては統一的解決は存在しなかったが、ヘーゲルは「真の解決」を概念の構造そのものに見い出している。「定立・反定立の」二つの規定は対立するものでありながら同一の概念にとつて必然的に存在するものであることにより、各々はその一面性において妥当しうるものではなく、両者は止揚されたものの中で、それらの概念の統一の中でのみ、その真理を持つのである」⁽¹⁹⁾。

次にヘーゲルは第一のアンチノミーをいかに解釈・解決するかという点に観点を移せば、このアンチノミーは以下のような「対立」を表現していると規定される。

(i) (a)世界は時間的空間的に有限であり、絶対的限界を持つている。この限界というのは時間的にはそこにおいて無限性が経過してしまつたような現在の瞬間としての「今」であり、空間的には「ここ」であるが、定立においては「ここ」の代りに「限界」と表現されていた。ヘーゲルは自らの時間論空間論に従つて「今」と「ここ」という「絶対的限界」から出発し、この限界に含まれている「限界一般」としての世界の始まりや世界の果てを考察する。(b)換言すれば、この絶対的限界が世界のような現存在そのものに関連づけられると、現存在は非現存在において絶対的対立を持ち、現存在が越えられて非現存在へと至る運動、及びこれとは逆の、非現存在から現存在への運動が生じる。この

ようにして世界においては時間的には始まりや成立、空間的には限界が定立される⁽²⁰⁾。

(ii) (a)「今」や「ここ」で示される絶対的限界というものは自己を直接止揚するものである。止揚された、あるいは無記的な限界は単なる「量的限界」に過ぎず、直ちに越えられるものであり、限界とその超越は悪無限的に交替する。(b)現存在に関してみても、現存在が関係する非現存在は現存在の運動により充実され非現存在ではなくなり、別の現存在となる。非現存在が現存在となるという過程がここでも無際限に進行する。それ故、ある現存在から他の現存在への進行が無際限に行われることにより、世界は時間的にも空間的にも無際限である⁽²¹⁾。

このようにして、定立は「限界がある」ということ、反定立はこの「限界が止揚された限界である⁽²²⁾」ということを主張するのに他ならない。

アンチノミーの構造をこのように把握した後、ヘーゲルは定立における限界も反定立における無際限もそれ自身では真ではないと考える。何故なら「限界とはそれが越えられねばならないようなもの」であり、「無際限とはそれに対して限界が繰り返し成立し、この限界を越え出る空虚で否定的なものに過ぎない⁽²³⁾」からである。こうした限界・有限と無際限との永続的交替という量的悪無限の解決は有限と無際限との相互浸透、反省関係に求められねばならない。真の無際限とは「自己自身の内で有限な無際限⁽²⁴⁾」あるいは「自己自身の内で無際限な有限⁽²⁵⁾」であり、真無限は自己の中で自己を区別して限界を設けると共に、この限界を止揚し自己内還帰するのである。

第二のアンチノミーについて。この、物質の無際限可分性のアンチノミーは第一のものと同様「限界とこの限界の超出との対立⁽²⁶⁾」を表現しており、これをより詳しく規定すれば次のようになる。

(i) 全体は部分から成り、諸々の部分が全体を構成する。

(ii) 全体は部分としての部分から成るのではない。何故なら全体は部分としての部分の中にはないからである。従って諸々の部分は複合することによってのみ全体を構成するのであるが、諸部分の複合というのは全体に他ならない。このことによっては二つの同語反復が生じるだけである。即ち部分としての部分は部分に過ぎないということと、全体だけが全体であるということである。換言すれば、全体と部分は相互に没交渉であり、これらの間には相関関係は存在しない。⁽²⁷⁾

こうした全体と部分の状況から次のような無限進行が発生する。物体を全体として考察すると、この物体は部分から成るから、部分こそが物体を存立させるものである。物体の全体的統一性というものは定立されたものであり、部分にとつては単に外的な複合に過ぎないのである。ところで実存するものとしての部分は上記の規定により、全体と外的な関係を持つに過ぎないからそれ自身もはや部分とは呼べない單純体である。何故なら、部分とは全体との関係において初めて部分と称されうるものであるからである。実在する自立的存在が部分とは呼べないとすれば、この場合全体と部分という規定しか存在しないため、その部分というものは実は全体であり、それ自身全体と部分との合一体である。しかしこの全体も複合されたものであり、諸部分から成るものとして再びここに全体と部分との無限進行が発生する。⁽²⁸⁾

さて先のアンチノミーでは「絶対的限界から限界一般への超出」が問題となっていたのに対し、このアンチノミーでは「限界一般から〔物体の究極的単位としての〕絶対的限界への超出」⁽²⁹⁾が論題となっているのであるが、この対立の解決、全体と部分の真の関係はここでも両者を没交渉なものとみなすのではなく、両者の否定的な自己関係に求められねばならない。真の全体は、人間の生きた身体の如き有機体のように、自己同一的全体でありながら、この同一

性を止揚して区別・部分として「発現する(sich äussere)」ものであり、更にまたこの部分を止揚して元の自己同一的全体に還帰する「力(die Kraft)⁽³⁰⁾」なのである。

また、このアンチノミーは「有論」の「純量」の章で取り扱われており、純量は「分離性(die Diskretion)」と「連続性(die Kontinuität)⁽³¹⁾」という二契機を持つことにより、定立は物体の分離性を、反定立は連続性をそれぞれ一面的に主張していると考えられることもできる。

分離性と連続性の真の関係というのはそれぞれが自己の内に他の契機を含み、両者共に一つの全体としての純量を構成するということであり、この経緯は以下のように説明される。物体を分離性の面から見れば、それは端的に分割されたもので「一者(das Eins)⁽³²⁾」がその原理をなし、他方物体を連続性の面から見れば、この一者は止揚されたものであり、分割というのは「分割可能性⁽³³⁾」に過ぎない。しかし分離性の中にも連続性の契機は含まれているのであって、分離性の原理としての一者、すべての一者における区別というものは各一者の同一性のために容易に止揚されることであり、「二者の同等性⁽³⁴⁾」という観点から連続性の側面が指摘されうるのである。

また逆に、連続性というものも分割の可能性として「原子」⁽³⁵⁾・一者の契機を含んでいることにより分離性の契機を併せ持っている。

第三のアンチノミーについても因果性が自己の内に包蔵する対立が看取される。

(i)原因と結果は形式上異なっている。原因が根本的なものであり、活動的なものである。他方結果は自己自身によってではなく、他者によって定立されたものである。それ故原因はそこからある結果が生じる限りにおいて自由なものである。⁽³⁶⁾

(ii) しかし内容的に見れば原因は結果と異なるものではない。何故なら、原因の中にはないものは結果の中にもなく、逆に結果の中にはないものは原因の中にもないからである。更に原因がその対立物である結果に移行することとは、原因なるものが結果を産み出す限りにおいてのみ、原因として存在しうるのであるから、むしろ必然的なことである。そして原因は移行により結果の中で消滅してしまい、かつ移行の必然性という制約を受けているという点で、原因は自由ではない。⁽³⁷⁾

またこのようにして生じた結果もそれ自身一つの原因となり、新たな結果を惹起して、ここに因果性の「悪無限」が生じる。⁽³⁸⁾

以上のような自由と必然性のアンチノミーの真の解決をヘーゲルは「交互作用(die Wechselwirkung)」の中に求めている。交互作用とは原因・結果の連鎖が無際限に延びる因果性というものが途中で「折り曲げられ」、反省することにより、単なる結果としてしか規定されなかった結果がそれ自身原因性を獲得し、自分の原因に反作用するという構造を持つものである。通常、原因・結果としてどこまでも区別される二つの規定は即自的には同一のものであり、それらはただ一つの全体的原因の契機に他ならず、この原因が対自化されることにより因果の区別が生じ、この対自在としての区別において同一性が回復されることを通して交互作用が成立し、「他者と関連しつつも自己自身のもとにある」というヘーゲルの意味での自由が存立可能となる。⁽⁴⁰⁾

第四のアンチノミーにおける対立は次のようなものである。

- (i) 被制約者は、他者の内に自らの必然性を持つことなく、即且対自的に必然的である絶対的制約を前提する。
- (ii) しかしこの絶対的制約は被制約者と関連しているが故に、それ自身被制約者、世界の領域に属さざるをえない。⁽⁴¹⁾

従つてこのアンチノミーにおいても被制約者から遡求された無制約者がそれ自身相対的無制約者に過ぎず、再びその制約を求めて遡源するという「無限進行」⁽⁴²⁾が指摘されうるのであつて、このアンチノミーの解決も悪無限を止揚する真無限の構造の中に求められることになる。しかしこの解決については、上記のように、何も具体的に述べられていないが、今迄の事例に即せば大凡推察することはできよう。先ず、このアンチノミーが第三アンチノミーと類似したものであるという点では、前記の解決法が援用されるであろう。また偶然と必然という相関概念については『大論理学』「本質論」の第三篇第二章「現実性」で説明されており、被制約と無制約を契機とする総体（「事象そのもの」*die Sache an sich selbst*）⁽⁴³⁾については同「本質論」第三章の「C制約」で論究されている。更に、このアンチノミーが〈神の宇宙論的証明〉と連関するという面からは、ヘーゲルの〈神の存在証明〉⁽⁴⁴⁾の解釈が参考になる。

五、フィヒテの知識学とヘーゲルのアンチノミー論

以上のようにヘーゲルのアンチノミー論を考察して来ると、適不適は別としても、ヘーゲルはアンチノミー問題を悪無限とこれの真理としての真無限との関係として把握していたことが判る。真無限とはヘーゲル独自の絶対者観で、彼の宗教的哲学的思索と共に長い歴史を持つている。従つてこの絶対者の概念の生成を尋ねればどこかで必ず、矛盾やアンチノミーの問題に出会はずであり、事実既にヘーゲルの哲学的処女作「フィヒテの哲学体系とシェリングの哲学体系の差異」（一八〇一年七月、以下この論文を「差異論文」と略記する）の中でアンチノミーは集約的に取り扱われている。ただしアンチノミーという表現は「差異論文」以前の所謂『初期神学論集』の中にも宗教的脈絡の中で使われているが敷衍されてはいないし、「差異論文」以降でもアンチノミーという術語は影をひそめ、今迄に引用し

て来た『大論理学』や『哲学的予備学』、『エンチュクロペディ』においては、アンチノミーは「注釈」「付録」「補遺」という副次的形式の中で取り扱われている⁽¹⁾。

また「差異論文」でも、その表題から判る通り、カントのアンチノミーが対象となっていないのではなく、フィヒテ、ラインホルト⁽²⁾が盟友シェリングの立場から批判されているのであり、アンチノミーの概念規定も既にヘーゲル独自の真理観による改訂が施されている。

何故この処女作でアンチノミー概念が活用されているかについては、カントのアンチノミーが『純粹理性批判』の出版当時から早くも「読者の非常な注目を引いていた⁽³⁾」という事情からして、ヘーゲルはこのカントの名著からも相応な影響を受けていたからと推測される。それに後に見るように、フィヒテの知識学における矛盾の処遇の仕方からも触発されてアンチノミーの必然性の思想を得、かつフィヒテと似た叙述の形式を採ったものと思われる。また「差異論文」執筆の直後に発表された所謂「就職テーゼ⁽⁴⁾」(Tabulations thesen)(一八〇一年八月)の第一には、「矛盾は真理の規準であり、無矛盾は虚偽の規準である」と宣言されており、カントのアンチノミーと自らの矛盾観との連関が自覚されていたからでもある。更にこの「就職テーゼ」の第六には「理念は無限と有限との総合である⁽⁵⁾」という基本思想も披瀝されており、上述して来たようなヘーゲルのアンチノミー論の原則が対自化されている。

フィヒテやラインホルトに対するヘーゲルの批判は彼等のアンチノミー論について行われているのではなく、逆に彼等の『反省哲学』においてはアンチノミー・矛盾が整合的に組み込まれていないことに向けられている⁽⁶⁾。ここでは、フィヒテの理論哲学に論点を主として限定してヘーゲルの批判を考えてみたい。

ヘーゲルの念頭にあったフィヒテの理論哲学とは結局のところ終始『全知識学の基礎』(一七九四年)に尽きると言

っても良いほどであり、ここでもその知識学における二つの原則の叙述を予め摘記しておきたい。

フィヒテは絶対的に最初の哲学的原則を見つけるのに際し、この根本命題によって初めて可能となる論理学の規則を無意識的に前提するという矛盾を避けるため、確定であることの疑いえない「 $A \parallel A$ 」という命題から出発する。⁽⁷⁾

まずこの「 $A \parallel A$ 」においてはAの存在ではなく、Aの自己関係、「もしAがあればそれはAである」⁽⁸⁾ということが定立されている。この命題において端的に確定なことは〈内包(die Implikation)〉の関係であり、フィヒテはこれを「X」と呼び、この「X」は自我の中で自我によって定立されている。「X」によって表現される関係は「 $A \parallel A$ 」という命題における二つのAに係わるのであるから、二つのAもまた自我の中で自我によって定立されていると言える。このことから、もしAが自我の中で自我によって定立されているなら、Aは存在する、ということが帰結し、「 $A \parallel A$ 」の定立によって、自我の中には常に自己同等的なものが存在し、即ち「我は我なり」⁽⁹⁾が「X」に対する表現であることになる。「我は我なり」ということは「我あり」と同義ではあるが、「我あり」ということはまだ「 $A \parallel A$ 」に依拠するものとしての一事実(eine Tatsache)の表現であるに過ぎない。ただ「我は我なり」という命題は「AはAなり」という命題とは「全く別の意味」⁽¹⁰⁾を持ち、前者がある条件のもとでのみ内実を持つのに対し、後者は形式・内容共に自己自身で妥当するのである。

出発点に帰ってみると、「 $A \parallel A$ 」という命題によって「判断がなされる」のであるが、そもそも判断作用とは経験的意識に従えば「人間精神の行為」⁽¹¹⁾であり、この行為の基礎には「我あり」としての「X」が存在する。従って「端的に定立され自己自身に基づくもの」⁽¹²⁾が人間精神の行為の基礎であり、「行為の純粋な性格」を示すものであって、「自我の自己自身による定立」が「自我の純粋な活動」⁽¹³⁾である。「自我は自己自身を定立しかつ存在する」、あるいは逆に

「自我は存在しかつ自らの存在を定立する」⁽¹⁴⁾ という命題は自我が行為者にして同時にその行為の所産であることを明らかにするのであり、自我にあつては行為と事実が同一である。それ故「我あり」は「事行」⁽¹⁵⁾ (tathandlung) の表現なのである。

また「我は我なり」という命題について再考察することから、「自己自身を存在するものとして定立するということ」だけに自らの存在（本質）が存立するもの」とは「絶対的主観」⁽¹⁶⁾ としての自我であるという知見も得られ、自我は自我自身に対して端的必然的に存在する対自存在である。

事行としての自我においては「自己自身を定立すること」と「存在すること」とは同一であり、ここから、「自我は根本的端的に自分自身の存在を定立する」⁽¹⁷⁾ という知識学の第一原則が得られる。また、「我あり」という命題から自我という特定の内実を捨象すれば、論理学の同一律「 $A \equiv A$ 」⁽¹⁸⁾ が得られ、この同一律も本来知識学によつてのみ証明されるものである。更に「我あり」という命題において、特定の行為としての判断作用ではなく、行為様式一般に着目すれば、「實在性の範疇」⁽¹⁹⁾ が指摘されうる。

こうして獲得された第一原則に続いてフィヒテは第二原則を発見しようとするのであるが、ヘーゲルはこの第二原則から既に理性的なものに背馳する〈反省〉と〈悟性〉が支配し始めると考えている。⁽²⁰⁾

フィヒテは第二原則も第一原則と同様演繹不可能とみなし、ここでも「経験的意識の事実」⁽²¹⁾ から出発する。さて、「 $A \text{ nicht} \equiv A$ 」⁽²²⁾ なる命題は万人の是認するものであり、「 $A \equiv A$ 」から導出されえない。こうした「反立」(das Gegensetzen)⁽²³⁾ の形式は定立の形式に含まれてはいず、むしろこの定立形式に端的に対立させられているのであって、何の制約をも受けないものとしての反立作用は自我によつて定立されるのである。しかしより正確に言えば、 A が定立さ

れることはAの定立を前提するという点で、反立の行為は「質料」⁽²⁴⁾的に制約されているのであって、無制約的とはその形式の面で言うことである。

第一原則について見た通り、根源的に定立されているのは自我であるから、ここで反立されるものとは自我に対する「非我」⁽²⁵⁾である。ただAがAの反対であるとしが知れないように、非我也当単に自我の反対であるとしが言えない。それはともかく、「 $\neg A \text{ nicht } A$ 」という命題が経験意識的には無条件的に承認されるように、「自我に対して非我が端的に反定立される」⁽²⁶⁾という命題も確実に妥当しうると考えられ、これが「すべての人知の第二原則」である。

この第二原則から前と同様に内容を捨象すれば、フィヒテが「反立の命題」⁽²⁷⁾と名付ける「 $\neg A \text{ nicht } A$ 」が得られ、原則において「反定立されていることから非存在(das Nicht-Sein)への推論」という形式に着目すれば、「否定性の範疇」⁽²⁸⁾が指摘される。

更に、第一の原則と第二の原則が証明不可能であったのに対して、以下で語られる第三の原則は形式の点で制約されていることにより、「おしなべて証明可能である」⁽²⁹⁾。

(i)第二原則で現われた非我が定立されると、自我はこの非我によって「破棄される(aufgehoben)」ため定立されえない。ところで非我は自我の反定立作用の一環として「自我の中で」定立されているため、「非我が自我の中で定立されている限り、自我は自我の中で定立されていない」⁽³⁰⁾という命題が立てられる。(ii)しかし非我は、それが反定立されるべき自我が自我の中で定立されている限りでのみ定立されるのであるから、非我が定立されるべきである以上、自我の中では自我もまた定立されていなければならない。⁽³¹⁾

このようにして非我の定立と自我の破棄、非我の定立と自我の定立という二つの帰結は第二原則から分析的に展開

されたものでありながら、互いに対立するため、第二原則は「自己自身を破棄する」ことになる。⁽³²⁾しかし第二原則の自己破棄はこの原則が、「妥当性を有する限り」、生じるのであって、この意味では第二原則は「自己を破棄しない」⁽³³⁾のである。それ故第二原則は自己を破棄し、かつまた破棄しないという矛盾が生じる。

第一原則についてもこれと同様の事態が認められる。「自我||自我」という第一原則が定立されるなら、自我の中で定立されるものはすべて定立されるはずである。しかし「自我に対する非我の反定立」という第二原則も自我の中で定立されているから、自我における定立の中には非我の反定立も含まれることにより、第一原則は自己を破棄する。ただこの自己破棄も第一原則の妥当性のもとでのみ可能であり、こうして「自我||非我」、「非我||自我」⁽³⁴⁾という矛盾が生じる。

第一原則、第二原則に関する以上のような帰結が正しいとすれば、「我々の知の唯一絶対的な基礎」としての「意識の同一性」⁽³⁵⁾が失われてしまうため、この同一性が破棄されることなく、上記の帰結が正しくなるような媒介「X」が発見されねばならない。

原則の破棄と妥当性という対立が統一されねばならないのであるが、この対立は自我の中で生じるものであるから、自我によって解決可能である限り、媒介「X」もまた自我の中に存しなければならぬ。また自我も非我も、意識自身も「自我の最初の根源的行為の所産」⁽³⁶⁾である以上、「X」自身もこの行為の所産として、己れを産み出す「人間精神の行為」⁽³⁶⁾である以上、「X」自身もこの行為の所産として、己れを産み出す「人間精神の行為」⁽³⁷⁾即ち「Y」を前提する。

行為「Y」によって自我と非我は結合されるとしても、これが「いかにして」可能なるかは対立そのものから導出・規定されえず、「我々の精神の特殊な法則」⁽³⁸⁾の介入を必要とする。この法則というのは制限(Einschränken)の法則であり、自我と非我は「互いに制限されることによってのみ問題が解決されるのであって、行為「Y」は「制限作用」を、所

産「X」は「制限」⁽³⁹⁾を意味している。

ところで制限という概念はの中に「實在性と否定性」という、単なる「X」以上のものを含んでいるから、この概念は更に抽象化される必要がある。或るものを制限するということはそのものの實在性を否定によって非全面的即ち「部分的に」⁽⁴⁰⁾破棄することを意味しているから、制限の概念には「實在性と否定性の他に」なお「可分性」⁽⁴¹⁾「*Teilbarkeit*」という規定も含まれており、これが求められていた「X」であって、行為「Y」の内実は「自我ならびに非我は端的可分的に定立される」⁽⁴²⁾と表現される。

このようにして第一原則における「絶対的自我」と区別される「或る物」⁽⁴³⁾としての可分的自我・可分的非我という規定が生じ、今迄の対立も意識の同一性を損うことなく統一され、「自我は自我の中で可分的自我に可分的非我を反定立する」⁽⁴⁴⁾という知識学の第三原則が確立される。この第二原則は第一・第二原則によって規定されている点で形式的に「被制約的」であるが、導出過程そのものは「無制約的な理性の英断」⁽⁴⁵⁾（*Machtspruch der Vernunft*）に基づくもので内実的には「無制約的」⁽⁴⁶⁾である。第二原則からその特定の内実となっている自我と非我を捨象すれば、「可分性の概念を介した対立物の結合の単なる形式」が残り、この形式は「*A zum Teil || A*」もしくは「*—A zum Teil || A*」という所謂「根拠の命題」⁽⁴⁷⁾に他ならない。またここで、あるものを他のものによって限定するという行為の仕方のみ着目すれば、カントにおいては「制限」⁽⁴⁸⁾（*Limitation*）と呼ばれた「規定（限定）の範疇」⁽⁴⁹⁾が抽出される。

このような知識学の三つの原則に対し、ヘーゲルは、(i) 先ず、「絶対的行為がこのように数個ある」ことはこれらの行為・原則が「相対的なものに過ぎない」ことを表明し、三つの原則は意識の総体の「観念的な要因」⁽⁴⁹⁾に他ならないことを示していると評価する。(ii) そして第一原則の「自我は自我なり」という「純粹意識」は多様な「経験的意識の

捨象」をその制約としている点で「被制約的」⁽⁵⁰⁾である。(Ⅲ)第一原則の自我定立と第二原則における非我の反定立とは「絶対的に対立させられていて」⁽⁵¹⁾、両者は「一にして同一なる自我の活動であると捉えられないものである。」⁽⁵²⁾(Ⅳ)第三原則における二つの原則の総合も「不完全性」⁽⁵³⁾を免れえない。第三原則で反定立をする「主観的自我」は「自我」にとどまっているが、反定立の対象である「客観的自我」は「自我＋非我」であり、二つの自我の「根本的同一性」⁽⁵⁴⁾は描かれてはいないのである。そしてこの総合が不完全であることは第一原則の行為と第二原則のそれとが「絶対的に対立させられた活動」⁽⁵⁵⁾である以上当然のことであり、むしろこうした措置によつては「全くいかなる総合も可能ではない」⁽⁵⁶⁾と言わなければならない。(Ⅴ)以上のように理論的能力では端初としての「自我＝自我」が実現されないので、フィヒテは今度は実践的能力に訴えることによつてこの原則が貫徹されるよう強いられるのであるが、実践的能力においても、それが自我と非我の間に支配従属関係のみを見る「因果関係」を基軸にする限り、両者の「真の総合は不可能となる」⁽⁵⁷⁾のであり、「体系の結果はその端初へは還帰しない」⁽⁵⁸⁾ことになる。このようにしてフィヒテ哲学においても「努力」・「当為」で表現されるアンチノミー、「無限進行」⁽⁵⁹⁾が指摘されうる。

右のようなヘーゲルのフィヒテ批判の骨子は、フィヒテ哲学の原理が経験的意識から得られた「 $A \equiv A$ 」という同一性、即ち「対立を捨象している同一性」⁽⁶⁰⁾に終始しているという点にあり、この批判の裏付けをヘーゲルは既に自覚的に仕上げていた。ヘーゲルにとつて絶対者はこうした反省哲学の「悟性的同一性」に則るのではなく、「同一性と非同ー性との同一性 die Identität der Identität und der Nichtidentität」⁽⁶¹⁾と把握されねばならないのであり、悟性的同一性が自己同一性と他者からの区別とに固執するのに対して、ヘーゲルの絶対者においては同一性と区別・対立とが同時に存在するのである。ただこの時期のヘーゲルにおいてはこの絶対的同一性はまだ静的であつて、今迄見て来

たような完成された動性、つまり自己否定により区別・対立を産出すると共に対立を止揚して端初的同一性に復帰するという過程、弁証法的歴史は、胚胎するものの、形成されてはいないと考えられる。⁽⁶²⁾

ヘーゲルの絶対者の構造はここ「差異論文」ではフィヒテ知識学の叙述と類似した方法で説明される。フィヒテが発表した「 $A \equiv A$ 」という同一性の命題——以下これを第一命題と呼ぶ——においては「関係」・「同等性」⁽⁶³⁾が表現されている。しかしこの抽象的同一性によつては同一性のために捨象されているものが表現されず、この命題は真理の全体を汲み尽しえない。そのために理性は「 $A \equiv A$ 」の反対である「 $A \text{ nicht} \equiv A$ 」という命題を要請し、「対立物の定立」⁽⁶⁴⁾を図る。「 $A \text{ nicht} \equiv A$ 」を「 $A \equiv B$ 」——これを第二命題と呼ぶ——と置けば、これは、ヘーゲルに依ると、「根拠の命題」と呼ばれて来たもので、「 A がある根拠を持つ」ということは A に A の存在ではないある存在「 B 」が帰属するということ、 A は A の被定立有ではない被定立有であることを意味する⁽⁶⁵⁾、という内容を持つのである。

さてこれら両命題を比較すると、 A は A であると同時に判断されて B となり、 A は自己矛盾する。これをヘーゲルは、第一命題が「矛盾」⁽⁶⁷⁾を表現しているのに対し、第二命題は「矛盾は〔第一命題における〕無矛盾と同様に必然的である」⁽⁶⁸⁾ということを表現していると解釈する。そしてこれがアンチノミーなのであつて、真理・絶対者を反省によつて捉えようとする限り、このアンチノミーは「悟性による理性の最大限可能な表現」⁽⁶⁹⁾であり、「知識と真理との最高の形式的表現」⁽⁷⁰⁾なのである。

人間の認識や真理の命題的表現に矛盾やアンチノミーが存在すること、これはカントもフィヒテも共に自覚していたことであり、ヘーゲルが自らこのアンチノミーを再現しようとしても、そこには格別ヘーゲルの独自性を認めることはできない。ヘーゲルの新機軸というのはむしろこのアンチノミーの解決の仕方、つまり矛盾を境位とする絶対者

の構造に存するのである。上述したような命題間の矛盾というのはカントのアンチノミーのように「知識の消極的側面」⁽⁷¹⁾を示しているに過ぎず、この矛盾を解決するのは、「差異論文」当時のヘーゲルにおいては知識の「積極的な側面」を成す「直観」⁽⁷²⁾である。

アンチノミーとはヘーゲルの場合、先ずカントと同様「自己矛盾」であるが、同時にそれ以上に「自己自身を止揚する矛盾」⁽⁷³⁾であり、この点で、「懷疑的方法」と自称するものの裁判官のように命題の背反に対してこの背反の外から裁断するカントの解決法とも、また自我と非我という「対立契機は解消も宥和もされない」⁽⁷⁴⁾という結末に至るフィヒテの知識学とも截然と区別されねばならない。こうして自己を止揚する矛盾としてのアンチノミーが「真のアンチノミー」⁽⁷⁵⁾と呼ばれる。

両命題間の矛盾の解決を具体的に考察すれば、この解決策はカントのアンチノミーで見たヘーゲルの方法と大凡同趣旨であることが判る。「同一性と非同一性との同一性」という原則から、両命題は区別・対立させられて自己同一にとどまるだけではなく、対立の同一化が不可分なものとして、区別された命題において「二重移行」⁽⁷⁶⁾により根本的同一性が回復され、AとB(一)^(A)、主観と客観との同一性が実現されるのである。

先ず「 $A=A$ 」から「 $A=B$ 」という非同等性の命題が導出されることは先に見た通りである。更に、主観としてのAと客観としてのAとは相違したものととして、非同一性の契機が指摘される。他方「 $A=B$ 」という命題も一箇の命題である限り、関係を示す繫辞(=)の中に同等性の契機が含まれているのであって、両命題はいわば即且対自的に同一であり、「絶対的同一性」⁽⁷⁷⁾の表現としてどちらを採っても構わないことになるのである。

このようにしてヘーゲルのアンチノミー論はその哲学的経歴の最初から、アンチノミーの必然性及びその解決の点

について、輪郭は仕上がっていたと考えられる。

注

—

- (1) アンチノミー (Antinomie) は「律背反」と訳されるように、元来〈ノモスの対立〉という宗教的な意味で用いられ、「旧約聖書の掟」と「新約聖書の掟」との異なる「規律性」を意味していたと言われる (K・レーヴィット『神と人間と世界』柴田訳、岩波書店、八一頁注釈)。カントはアンチノミー概念を最初に哲学的に転用したのであるが、この場合でも力点は「法」、「原則」、「原理」の対立に置かれている。しかしヘーゲルはアンチノミーをむしろ哲学的には終始〈二つの命題の対立〉と捉えていた (vgl. N. Hinske: *Kants Begriff der Antonomie u. die Etappen seiner Auseinandersetzung*—In: *Kant-Studien*, 56. Jahrgang, Heft 3-4, 1966, S. 488ff.)
- (2) I. Kant: *Kritik der reinen Vernunft*, hrsg. von R. Schmidt, Philosophische Bibliothek Bd. 37a, 1956, A297=B354. (以下) の書は KdV. の略記である。
- (3) KdV. A61=B86, A293=B349.
- (4) KdV. A295=B351.
- (5) KdV. A296=B353.
- (6) KdV. A333=B390.
- (7) KdV. A298=B354.
- (8) KdV. A339=B397.
- (9) KdV. A VII. カントのアンチノミー論がライプニッツとクラークの間の論争に触発されて仕上げられた、ということ は通説であり、カントはこの二人の論争を普遍化して純粹理性の根本問題へと定式化したのである。二人の論争とアンチノミー論の関係について詳しくは次の書物を参照されたい。Sadik J. Alazm: *The Origins of Kant's Arguments in the Antinomies*, Oxford Univ. Press, 1972.
- (10) KdV. A320=B377.

- (11) KdV. A299=B355.
- (12) I. Kant: Kritik der Urteilskraft, § 77.
- (13) KdV. A299=B356.
- (14) KdV. A300=B357.
- (15) KdV. A330=B386.
- (16) KdV. A303=B360.
- (17) KdV. A331=B387.
- (18) KdV. A301=B358.
- (19) KdV. A307=B364.
- (20) KdV. A332=B389.
- (21) KdV. A307=B364.
- (22) (23) Vgl. KdV. A497=B525.
- (24) Vgl. KdV. A335f=B392f.
- (25) KdV. A323=B379.
- (26) KdV. A323=B379f.

II

- (1) KdV. A420=B448.
- (2) KdV. A340=B398.
- (3) KdV. A422=B450.
- (4) KdV. A334=B391f.
- (5) KdV. A407=B434.
- (6) KdV. A418=B446.
- (7) KdV. A419=B447.

- (8) KdV. A418=B446.
- (9) (9) KdV. A409=B436.
- (11) KdV. A411=B438.
- (12) Vgl. G. W. F. Hegel: Werke in zwanzig Bänden, hrsg. von E. Moldenhauer und K. M. Michel, Suhrkamp, 1970, Bd. 4 (Nürnberg und Heidelberg Schriften 1808-1817), S. 187. (以下ハ全集也SWハ略記ナリ)
- (13) Vgl. KdV. A412=B439.
- (14) KdV. A413=B440.
- (15) Vgl. KdV. A442=B470.
- (16) KdV. A440f=B468f.
- (17) KdV. A468=B496.
- (18) KdV. A413=B440.
- (19) KdV. A414=B441.
- (20) KdV. A415=B442.
- (21) KdV. A415=B443.
- (22) (23) KdV. A417=B445.
- (24) KdV. A418=B446.
- (25) Vgl. KdV. A426=B454.
- (26) (28) G. W. F. Hegel: Wissenschaft der Logik, hrsg. von G. Lasson, Felix Meiner, Philosophische Bibliothek Bde. 56-57, erster Teil, S. 233. (以下ハ『大體要義』也Log.ハ略記ナリ)
- (33) (34) Hegel, Log. I, S. 234.
- (35) Vgl. Hegel, SW, Bd. 9 (Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften II), §258 Anm. 「時間ハ純粹自己意識の自由我ニ自我ニ同ノ原理也ナリ」

(36) ヘーゲルの批判では、所与の時点としての「今」は所謂〈流れる今 (nunc fluens)〉と規定され、この「今」と世界の始まりという時点とは同じ限界を意味していると言われているが、〈流れる今〉も一端時間軸上に固定されれば、それはもはや不動の時点となり、流動的時点と固定的時点との区別が必要となる。同様に固定的時点としての世界の始まりと所与の時点とは、両者の間に時間的間隔が存在する限り、同じ「限界」であるとは考えられない。証明されるべきものと証明の前提とが同じものでなければ循環論証とは呼べないのである。またこの批判には、世界の時間的生成と時間の論理的生成との混同があるようにも思われる。

- (37) Vgl. KdV. A426f=B454f.
- (38) Hegel, SW, Bd. 4, S. 187.
- (39) Hegel, SW, Bd. 4, S. 94.
- (40) Hegel, SW, Bd. 4, S. 187; vgl. KdV. A438=B466.
- (41) Hegel, SW, Bd. 4, S. 94.
- (42) Vgl. KdV. A427=B455.
- (43) (46) Hegel, Log. I, S. 235.
- (47) KdV. A43=B459. カントは時々定立・反定立の証明に自らの先験的観念論の立場を用いるが、これらの証明を行うのは旧来の形而上学であることを考えれば、その措置は適切とは言えないであろう。
- (48) (50) Hegel, Log. I, S. 235.
- (51) KdV. A434=B462. 引用符で示された理由とは単純な部分からの有限複合を排除するものであり、たとえこの理由が掲げられたにしても、単純な部分を持たない無限複合の可能性は残るように思われる。
- (52) Hegel, Log. I, S. 186.
- (53) Hegel, Log. I, S. 186 Fußnote.
- (54) (56) Hegel, Log. I, S. 185. ここで単純体から合成された複合体という規定が同語反復的であるというのは正しくない。複合体の他者は確かに単純体であるが、この単純体も複合体である可能性があるからである
- (57) Vgl. Hegel, Log. I, S. 187.

- (58) KdV. A435=B463.
- (59) KdV. A609=B637.
- (60) Vgl. Hegel, Log. I, S. 189, 「誤った措置の全巢窟」。
- (61) ここでヘーゲルは上記のように空間の複合性・単純性が即物質の複合性・単純性を意味すると解しているようであるが、同じ循環論証の理由を挙げるなら、引用(58)を援用した方が良いように思われる。
- (62) Hegel, Log. I, S. 189.
- (63) 実体からの一切の複合が外的であることは単純体に比較して外的だと言われうるのであり、空間中に存在することに對して外的であるという意味は持たない。
- (64) Hegel, Log. I, S. 190.
- (65) Vgl. Hegel, Log. I, S. 190f.
- (66) KdV. A437=B465.
- (67) これと類似したアンチノミーは『判断力批判』(§七〇)にも出ている。
- (68) KdV. A444f=B472f.
- (69) (70) KdV. A446=B474.
- (71) Hegel, Log. II, S. 388.
- (72) (73) KdV. A445=B473.
- (74) KdV. A447=B475.
- (75) Hegel, Log. II, S. 388.
- (76) Vgl. KdV. A452=B480. このアンチノミーでは、〈必然的・偶然的〉と〈無制約的・被制約的〉とほぼ同義に考えられよう。
- (77) Vgl. KdV. A452f=B480f.
- (78) Vgl. KdV. A453=B481.
- (79) Vgl. KdV. A453f=B481f.

- (80) Hegel, SW, Bd. 4, S. 192.
- (81) KdV. A339=B397.
- (82) KdV. A497f=B525ff.
- (83) KdV. A532ff=B560ff.
- (84) 岩崎武雄『カント「純粹理性批判」の研究』、勁草書房、一九六五年、四五七頁。
- (85) KdV. A458=B486.
- (86) F・ペレス「キリスト教の時間と空間の概念」、講座・現代の哲学①『時間・空間』、弘文堂、昭和五二年、二六五頁。

三

- (1) KdV. A466=B494.
- (2) KdV. A471=B499.
- (3) (4) KdV. A466~475=B494~503.
- (5) KdV. A468f=B496f.
- (6) カントは『純粹理性批判』の第一版(一七八一年)、『プロレゴメナ』(一七八三年、§五二)、『純粹理性批判』の第二版(一七八七年)を通してずっと自分の証明が正しいと考えていたようである。
- (7) KdV. A477=B505.
- (8) KdV. A479=B507.
- (9) 範疇表の「質」の綱目について、定立を「実在性」、反定立を「否定性」と考えれば、この後の解決法は「制限性」に当ると言える。またこのアンチノミーとその解決は後に見るフィヒテの知識学の三原則とも関係を持つ。
- (10) KdV. A424=B451. なおヘーゲルは『エンチュクロペディー』(第三版、§八一補遺二)で、哲学と懐疑論との関係について言及し、「哲学は(懐疑論と区別された)懐疑的なものを一つの契機として、即ち弁証法的なものとして自己の内に含んでいる」と述べている。これと関連して「補遺一」ではカントのアンチノミーに触れており、一般的に

- アンチノミー問題とヘーゲルにおける「論理的なもの」の三側面、所謂弁証法の図式とは密接な関係があると思われる。
- (11) KdV. A424=B452.
- (12) KdV. A423=B451. ヘーゲルもまた自分の『精神現象学』の方法を「純粹な傍観(das reine Zusehen)」と規定してゐる(Hegel: *Phänomenologie des Geistes*, hrsg. von J. Hoffmeister, Philosophische Bibliothek Bd. 114, 1952, S.72)。この「傍観」(Einführung)については『精神現象学』の道程は「懷疑の道」あるいはより本来的に「絶望の道」(六七頁)であるとも説明されている。

- (13) ヘーゲルはカントのこういう措置に関して、「[定立・反定立の]二つの原理のどちらが即且対自的に真理を持つのかという、哲学的関心がひとえに要求するものが探究されていない」と批評している(Hegel, *Log.* II, S.389)。しかしヘーゲルによるアンチノミーの解決でも「あれか—これか」ではなく、「あれも—これも」止揚する方法が採用されている。

- (14) KdV. A423=B451.
- (15) KdV. A424=B452.
- (16) KdV. A497=B525.
- (17) KdV. A499=B527.
- (18) KdV. A499=B528.
- (19) (20) KdV. A498=B526.
- (21) KdV. A503=B531.
- (22) KdV. A504=B532.
- (23) KdV. A503ff=B531ff.
- (24) Vgl. KdV. A505=B533.
- (25) 高橋昭二「カントの弁証論」(『カントの弁証論』、創文社、昭和四四年)二七二頁参照。
- (26) Hegel, *SW*, Bd. 16, S. 40.
- (27) (28) KdV. A520=B548.

- (29) KdV. A521=B549.
- (30) KdV. A524=B552.
- (31) Vgl. KdV. A525f.=B553f.
- (32) Vgl. KdV. B110 (A44-J)°
- (33) KdV. A529=B557.
- (34) KdV. A530=B558.
- (35) KdV. A532=B560.
- (36) KdV. A445=B473.
- (37) KdV. A542=B570.
- (38) KdV. A542=B570.
- (39) KdV. A542=B570.
- (40) アリスレーネス『形而上学』第四卷、第三章(出隆訳、岩波文庫、上巻)、一〇〇五b一〇—一〇°
- (41) (42) KdV. A538=B566.
- (43) KdV. A560=B588.
- (44) KdV. A561=B589.

四

- (1) G. W. F. Hegel: Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften im Grundrisse (1830), § 48 Anm. (Zurück zu 14)
- (2) チンクログニヤー』[第三版] 48 Enz. 2 終端に 48° Heidegger Enzyklopädie (1817), § 32 Anm.
- (3) Hegel, Log. I, S. 183.
- (4) Hegel, Enz., § 48 Zusatz; vgl. Log. I, S. 185.
- (5) Hegel, Enz., § 48 Anm.
- (6) Hegel, Log. I, S. 183f.
- (7) Vgl. Hegel, Log. I, S. 184; Enz., § 48 Anm.; SW, Bd. 20 (Vorlesungen über die Geschichte der Philosophie III), S. 356.
- (8) Hegel, Enz., § 48 Anm.
- (9) Hegel, Log. I, S. 184.

- (10) Hegel, Log. I, S. 193.
- (11) Hegel, Log. I, S. 184.
- (12) Hegel, Log. I, ebd., 236, Enz., § 48 Anm.; SW, Bd. 20, S. 359. なおヘーゲルはカントのこうした甘やかしは神の存在証明にならざるを見られると述べている(SW, Bd. 17 [Vorlesungen über die Philosophie der Religion II], S. 435).
- (13) Hegel, Log. I, S. 236.
- (14) Hegel, Enz., § 48 Zusatz.
- (15) Hegel, Enz., § 81; § 48 Anm.
- (16) (17) Hegel, Log. I, S. 184.
- (18) Hegel, SW, Bd. 4, S. 184.
- (19) Hegel, Log. I, S. 184.
- (20) (21) Vgl. Hegel, SW, Bd. 4, S. 95, 185. ただここで語られる限界突破の悪無限というものが経験的に存在するかどうかは一般に問題とはされていない。悪無限・有無限というものはヘーゲルの場合あくまでも純粹思惟の世界である「論理学」を境位とじている。
- (22) Hegel, Log. I, S. 235.
- (23) Hegel, SW, Bd. 4, S. 186.
- (24) Hegel, SW, Bd. 4, S. 96.
- (25) このようにヘーゲルの主眼点はどこまでも真無限にあり、世界・自然の形式としての時間空間は「無限即ち無限界」(Hegel, SW, Bd. 4, S. 34)であると規定される。また時間空間はカントのように人間の感性的直観の形式とはみなされず、むしろ素朴实在論の立場に近いのであるが、ただヘーゲルは時空をニュートンやカントのように切り離して考察するのではなく、時間を「空間の真理」(Hegel, Enz., § 257 Zusatz)として、空間から論理的に導出する。そして時間についてもヘーゲルの関心を惹くのは、アンチノミーで問題となっている所与の時点に関する「自然的時間」(Hegel, Enz., § 258 Zusatz)に尽きるのではなく、この経験的時間とその真理としての永遠(即ち〈立ち止まる今(nunc stans)〉)としての「絶対的現在」(Hegel, Enz., ebd.)との弁証法的関係にある。

同時に結果である「ことを意味しているが、これは矛盾に他ならず、また第三の定義における「実体」が「概念であると同時に存在」として説明されるのも矛盾であると評価される。ヘーゲルに依れば、こうした矛盾というものは一般に体系性を原理とする絶対者が一つの命題あるいは定義の形式で表現される時生じるのであり、スピノザのように理性を直ちに一つのアンチノミーによつて登場させるのは「最も愚劣な外観を呈する」と、後年のシェリング批判に通じる語り口でもって論駁されている。しかし理性がスピノザのような「反省の主観性」から純化されればスピノザの着想も「充分評価されうる」と留保がつけられている(Vgl. Hegel, SW, Bd. 2, S. 37)。

- (3) H・グロックナー『ヨーロッパの哲学』榎山欽四郎監修、早稲田大学出版部、昭和四九年、中巻七一〇頁。若きヘーゲルが影響を受けたカントの著作の中には『純粹理性批判』は含められていないようであるが、このカントの主著を読まなかったとは考えられない。伝記的には「カントの理性批判」の研究は一七八九年に始まるという報告がある(K. Rosenkranz: G. W. F. Hegels Leben, Wissenschaftliche Buchgesellschaft, 1969, S. 14)。

- (4) (5) Hegel, SW, Bd. 2, S. 533.

- (6) Vgl. W. Chr. Zimmeli: Die Frage nach der Philosophie, Hegel-Studien Beiheft 12, Bouvier Verlag Herbert Grundmann, 1974, S. 146, 164.

- (7) Vgl. J. G. Fiches Werke (ein foromechanischer Nachdruck von: J. G. Fiches Sämtliche Werke, hrsg. von I. H. Fichte), Walter de Gruyter, Berlin 1971, Bd. 1, S. 92.

- (8) Fiches Werke, Bd. 1, S. 93.

- (9) (10) Fiches Werke, Bd. 1, S. 94.

- (11) (12) Fiches Werke, Bd. 1, S. 95.

- (13) (14) Fiches Werke, Bd. 1, S. 96.

- (16) Fiches Werke, Bd. 1, S. 97.

- (17) Fiches Werke, Bd. 1, S. 98.

- (18) (19) Fiches Werke, Bd. 1, S. 99.

- (20) Vgl. L. Siep: Hegels Fichtekritik und die Wissenschaftslehre von 1804, Reihe Symposion 33, Verlag Karl Alber,

1970, S. 20f.

- (21) (22) Fiches Werke, Bd. 1, S. 101.
- (23) Fiches Werke, Bd. 1, S. 102.
- (24) Fiches Werke, Bd. 1, S. 103.
- (25) (26) Fiches Werke, Bd. 1, S. 104.
- (27) ~ (23) Fiches Werke, Bd. 1, S. 105.
- (30) ~ (33) Fiches Werke, Bd. 1, S. 106.
- (34) ~ (37) Fiches Werke, Bd. 1, S. 107.
- (38) ~ (41) Fiches Werke, Bd. 1, S. 108.
- (42) (37) Fiches Werke, Bd. 1, S. 109.
- (44) Fiches Werke, Bd. 1, S. 110.
- (45) Fiches Werke, Bd. 1, S. 106.
- (46) Fiches Werke, Bd. 1, S. 105.
- (47) Fiches Werke, Bd. 1, S. 111.
- (48) Fiches Werke, Bd. 1, S. 122.
- (49) (50) Hegel, SW, Bd. 2, S. 57.
- (51) Zimmerli, op. cit., S. 144; vgl. Hegel, SW, Bd. 2, S. 60.
- (52) Hegel, SW, Bd. 2, S. 58.
- (53) Hegel, SW, Bd. 2, S. 60.
- (54) Hegel, SW, Bd. 2, S. 58.
- (55) Hegel, SW, Bd. 2, S. 61.
- (56) Hegel, SW, Bd. 2, S. 58.
- (57) (59) Hegel, SW, Bd. 2, S. 68.

- (59) Hegel, SW, Bd. 2, S. 70.
- (60) Hegel, SW, Bd. 2, S. 38.
- (61) Hegel, SW, Bd. 2, S. 96.
- (62) 茅野良男『ドイツ観念論の研究』、創文社、昭和五〇年、二六二頁参照。
- (63) Hegel, SW, Bd. 2, S. 37.
- (64) (65) Hegel, SW, Bd. 2, S. 38.
- (66) Hegel, SW, Bd. 2, S. 38f.
- (67) (70) Hegel, SW, Bd. 2, S. 39.
- (71) (72) Hegel, SW, Bd. 2, S. 42.
- (73) Hegel, SW, Bd. 2, S. 39.
- (74) 木村素衛『フイヒテ』、西哲叢書XVI、弘文堂、昭和二年（第九版）、六五頁。
- (75) Hegel, SW, Bd. 2, S. 44.
- (76) 「二重移行(der gedoppelte Übergang)」とは、対立物の相互浸透、反省関係を証明する場合のヘーゲルの方法である(Hegel, Log. I, S. 333)。
- (77) Hegel, SW, Bd. 2, S. 41.